



三世代同居・三世代近居のための 住宅取得費等の一部を助成しています！

【問い合わせ】子育て支援課認定・給付担当 (☎ 282-1711 内線 1184)

村では、若い世代の定住促進や世代間の支え合いによる子育て環境の充実などを実現するため、**平成29年4月1日以降に村外から転入**し、村内で新たに三世代同居・三世代近居を始めた方で、一定の要件を満たす方を対象に、住宅の取得、増改築またはリフォームに要した費用の一部を助成しています。詳細は、村公式ホームページをご覧ください。

■助成対象者の主な要件

- ▽平成29年4月1日以降に、子世帯もしくは親世帯またはその双方が村外から転入し、三世代同居・三世代近居を開始していること。
- ▽三世代同居・三世代近居を**1年以上継続する見込みがあること**。
- ▽住宅を取得、もしくは増改築・リフォームを行い、その引き渡しを受けた日から起算して1年以内に三世代同居・三世代近居を開始していること(※申請期限は、三世代同居・三世代近居を開始した日から起算して1年以内)。または、三世代同居・三世代近居を開始した日から起算して1年以内に住宅を取得、もしくは増改築・リフォームを行い、その引き渡しを受けていること(※申請期限は、住宅の引き渡しを受けた日から起算して1年以内)。

▽三世代同居・三世代近居を開始する以前から村内に居住している親世帯または子世帯に、村・県民税などの滞納がないこと。

■住宅の主な要件

- ▽三世代同居・三世代近居のために取得、または増改築・リフォームを行った住宅で、**平成29年4月1日以降に引き渡し**を受けていること。
- ▽賃貸を目的とした住宅でないこと。

■助成金の額

助成の対象となる経費に2分の1を乗じて得た額とし、次の額を上限とします。

	住宅の取得	住宅の増改築・ リフォーム
三世代同居	20万円	15万円
三世代近居	15万円	10万円

………… 東海村三世代同居・近居住宅支援助成事業 Q & A ……………

Q.1 平成29年3月に東海村へ転入したのですが、対象となりますか？

A.1 対象となりません。

平成29年4月1日以降に転入し、住宅の取得や増改築・リフォームを行った方が対象となります。

Q.3 支出を証明する書類の添付が必要なのですが、クレジット払いのため、領収書が発行されません。

A.3 支出を証明する書類の写しが必要です。

代金が引き落とされたことが分かる通知・振込証明等の写しをご提出いただくか、取引後の通帳の写しをご提出ください。

Q.2 四世代が同居(近居)することになるのですが、対象となりますか？

A.2 転入してきた世帯によります。

例えば、「親の親世帯」が村内に転入した場合は、すでに村内で三世代同居が成立しているため、対象となりません。「親世帯もしくは子世帯どちらか」「親世帯と子世帯が同時に」転入した場合は、対象となります。



※孫は中学校卒業まで(胎児を含む)